

## 取引参加者規程等の付則「当取引所が定める日」の決定について

平成 21 年 12 月 25 日  
株式会社 TOKYO AIM 取引所

株式会社 TOKYO AIM 取引所（以下、「当取引所」といいます。）は、市場開設時（6 月 1 日）から arrowhead 稼働までの間を当取引所のプロモーション期間と位置付け、当取引所の取引参加者資格を株式会社東京証券取引所の総合取引参加者のみに付与する他、資格取得手続きの簡素化及び入会金・資格審査料（各 100 万円（税別））を不要とするなど、市場の立ち上げを図ってまいりました。

来年 1 月 4 日に予定される arrowhead の稼働を迎えるにあたり、このたび、当取引所のプロモーション期間の施策として行ってまいりましたこれらの措置を終了させていただくことといたしました。来年 1 月 4 日以降に取引参加者資格取得のための申請をされる方におかれましては、通常の資格取得手続きを経るとともに、入会金・資格取得審査料を納入していただく必要があります。

具体的には、

### ・取引参加者規程 付則 2

「当取引所が定める日より前に取引資格を取得する者については、第 6 条第 1 項に規定する入会金の納入を要しないものとする。」の「当取引所が定める日」は平成 22 年 1 月 5 日とします。

### ・取引参加者規程施行規則 付則 2

「当取引所が定める日までの間、第 2 条第 3 項に規定する資格審査料については当取引所への納入を要しないものとする。」の「当取引所が定める日」は平成 22 年 1 月 3 日とします。

### ・取引資格の取得審査に関する規則 付則 2

「取引参加者規程第 5 条第 1 項の規定により取引資格の取得申請を行った者については、当取引所が定める日までの間、この規則に定める事項に代えて、株式会社東京証券取引所の総合取引参加者（以下「総合取引参加者」という。）であること又は当取引所の取引資格の取得と同時に総合取引参加者となる見込みがあることをもって、取引資格の取得の承認を行う。ただし、取引資格の取得申請者が法令に基づく行政官庁の処分を受けている場合において、当該処分内容にかんがみて当取引所が適当でないと認めるときその他公益又は投資者保護の観点から当取引所が適当でないと認めるときは、この限りでない。」の「当取引所が定める日」は平成 22 年 1 月 3 日とします。

※当取引所規則（当取引所ホームページ [http://www.tokyo-aim.com/japanese/about/rule\\_collection.html#pt4](http://www.tokyo-aim.com/japanese/about/rule_collection.html#pt4)）も合わせてご参照ください。

なお、取引参加料金のうち基本料につきましては、「最初に当取引所の市場に有価証券が上場した日の属する月の翌月の初日」から発生することを予定しています。

※取引参加料金等に関する規則 付則 2 の「当取引所が定める日」を決定した場合には、別途ご通知させていただきます。

以 上